

# 議 事 録

会議の名称	令和4年度 第3回 茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	令和4年12月21日(水) 午前10時00分～午前11時00分
開催場所	茨木市役所 南館8階 中会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	今西 幸蔵 三浦 欣子 井上 しょうじょ 稲田 勲 辻本 元衛 尾山 洋恵 永野 友也 安田 美千代 柴原 浩嗣 入交 享子 橋長 克雅 (11人)
欠席者	熊本 理抄 藤澤 由紀夫 (2人)
事務局職員	中井市民文化部長 松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長 平野人権・男女共生課参事兼啓発係長 源本人権・男女共生課課長代理兼男女共生係長 藪内人権・男女共生課主幹兼沢良宜いのち・愛・ゆめセンター館長 奥田人権・男女共生課主幹兼総持寺いのち・愛・ゆめセンター館長 松澤人権・男女共生課人権係長 飯酒盃人権・男女共生課人権係職員 (8人)
開催形態	公開(傍聴人 0人)
議題(案件)	(1)第2次茨木市人権施策推進計画の改定について (2)その他
配布資料	(1)第2次茨木市人権施策推進計画(改定版)(素案)(資料1)

(順不同、敬称略)

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<b>1 開会</b>
事務局	ただ今から、「令和4年度第3回茨木市人権尊重のまちづくり審議会」を開会する。 ここからの議事進行については、会長にお願いする。
会長	<あいさつ> 本日の出席状況について、事務局から報告をお願いする。
事務局	<出席状況と会議の成立について報告>
	<b>2 第2次茨木市人権施策推進計画の改定について</b>
会長	それでは、第2次茨木市人権施策推進計画の改定について、事務局から説明をお願いする。
事務局	<第2次茨木市人権施策推進計画の改定について説明>
会長	事務局から説明のあった件について、意見はあるか。
A委員	50ページの人権デュー・ディリジェンスと「ビジネスと人権」の部分について、前回の会議でも触れていたと思うが、私のような市民にとって初めてこういう単語が出てくるが、従来のパワハラやセクハラとの関係について伺いたい。例えば、パワハラと「ビジネスと人権」の関係について、「ビジネスと人権」のほうがもっと広く、この中にパワハラも含めるという理解でよいか。 もう一点、この縦の関係で、パワハラのほうが侵害が深く法律違反行為になるが、その「ビジネスと人権」の違反に対して行政指導程度で対応するのか。
事務局	人権デュー・ディリジェンスは幅広い概念であり、用語解説にあるように、企業活動等において人権への影響の特定、予防・軽減と情報共有を行うということで、ハラスメント等の防止等についてはこの中に含まれているという理解でよい。
A委員	それは企業限定か。例えば、役所であればこれは適用されないという理解でよいのか。

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	行政においても、行政内のハラスメントの防止等については、指針等を作成し取り組んでいる。
B委員	人権デュー・ディリジェンスとハラスメント等の関係について、用語解説に盛り込めばよいのではないか。
事務局	承知した。
C委員	<p>細かいところ、気がついたところを5点述べる。</p> <p>1つ目は、18ページの「(1) 新たに取り組むべき人権課題」の1段落目に「インターネットを通じた～」という一文があるが、この文の最後に「インターネットの適切な利用方法について教育・啓発活動をさらに推進していく必要があります」という記載がある。インターネットによる人権侵害の問題に対応していくということが新たな課題だとしており、その対応として教育・啓発活動をさらに推進していくとだけ述べられている。あとで出てくるが、教育・啓発と、被害者の救済及び支援も取り組むべき施策の柱になると思うので、ここは「利用方法についての教育・啓発活動と、被害者救済への支援」という形にしたほうがよいのではないか。</p> <p>2点目は、20ページの「(4) ソーシャル・インクルージョンの観点からの人権の擁護」というところだが、文章の4行目に「人権の擁護を教育・啓発と福祉分野との連携を含む行政全体の課題として取り組みます」とある。ここは「教育・啓発」ではなく、「人権分野と福祉分野との連携を含む」ではないか。人権の中の教育・啓発というところではなく、人権分野と福祉分野との連携という、それで対になるのではないか。その中の教育・啓発だけを取り上げているという説明であれば、それでよいと思うが、ここはどうか。</p> <p>3点目は、外国人問題についての取り組みだが、38ページの上から3行目に「依然としてヘイトスピーチが行われており、ヘイトクライムが疑われる事案なども発生している状況です」とある。茨木市の豊川にあるコリア国際学園が放火された事件について、12月8日に判決があった。ヘイトクライムという形での判決の内容はなかったが、ヘイトクライムと考えられるような内容が裁判の中で検察からも出されてということが言われていた。特に茨木市で被害があったということをきちんと受け止めて、今後のことにもつないでいかないといけないと思う。「ヘイトクライム」と言い切るには判決では明確にされなかったので、「ヘイトクライムが疑われる事案」というのも仕方がないかと思うが、ここは茨木市で起こっているということをきちんと受け止めることが必要だと思う。</p> <p>その関係から、39ページに「⑥ ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止と適切</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>な保護・救済」とあり、1つ目に「ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止と適切な保護・救済について、国・大阪府や関係機関と連携して、体制の整備を進めます」と書かれている。体制の整備でよいのかというところが気になるが、具体的にどのようなことを書くかとなると、この外国人施策のところ全体に係るので、ここは「体制の整備を進めるとともに必要な施策を行います」というような形で「施策を行います」というのを書き加える必要があるのではないか。国や大阪府との連携ということだが、やはり茨木市で被害が起こっているというところを受け止め、施策に反映していく必要がある。先述の裁判の中でも、コリア国際学園の理事長が陳述されたというのがニュースに載っていたが、犯行を行った人はインターネットなどでの意見を受けて社会的に懲らしめないといけないという理由で犯行に至ったと言われている。理事長は、その中で、在日コリアンの友達が近くにいたらこんなことに及ばなかったのではないかと言われていた。やはり地域で交流をしていくとか、交流の中でお互いに理解を深めていくということをやっけていかないと、インターネットの内容だけを信じて本当に犯罪を、攻撃を起こしてしまうという重要な例だと思う。茨木市では、多文化共生の実現などの施策をされており、いのち・愛・ゆめセンターなどで外国に関わる方のいろいろな居場所を作られているが、そのような取り組みと、地域の日本人の方との取り組みや交流を大切にしていかなないと、やはり本当にヘイトクライムは起こるのだということが今回感じられたので、体制の整備と啓発だけではなく、人々の交流を強めるといったことも含めて、施策を進めるところを書き加えたほうがいいのではないかと。</p> <p>4点目は、41 ページで、先ほど個人情報保護法の体系が変わり、来年度から市の条例で全体を進めるのではなく、個人情報保護法で進める形になるという説明があった。その個人情報保護法でカバーできない地域の課題だとか、そういうところを条例で定めるということになっていると思う。恐らくいろいろなところは個人情報保護委員会とも連絡を取りながら、今の時期に市として必要な条例をつくる動きがあるのではないかなと思う。個人情報保護法は、差別につながる情報ということで、要配慮個人情報を規則で定めていると思うが、例えば人種は該当するが国籍は該当しないという理解になっている。例えば、在日コリアンがいろいろな生活上の差別の問題などがあって、本名ではなく日本名で暮らしているとか、そういう状況のときに、本名を使うとき、使わないときというのは本人の大切な権利なのだが、それが要配慮個人情報として対応できないということも問題にされたりしている。また、性的指向、性自認の情報についても、要配慮個人情報の規則の中には入っていないということもある。そういう意味では、個人情報保護法では不十分なところを、茨木市の取り組みとして、例えば国籍の問題や性的志向、性自認の問題も個人情報の保護という点で重要な取り組みになってくるのではないかと。</p> <p>したがって、ここの記載は、「個人情報保護法に基づいて、個人情報の保護を図</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>ります」では不十分だと思う。茨木市の人権施策の観点から個人情報を守らなければならないという課題はもっとあると思うので、「茨木市としての個人情報保護の施策を進めます」とか、そういうところはきっちりと残すべきではないか。個人情報保護法だけでは、茨木市の取り組みとしては不十分になるのではないか、後退することになるのでないかということである。</p> <p>次に5点目、46ページ、性的マイノリティの施策の中で、「SOGIハラスメントやアウティングの防止に向けた周知・啓発を行うとともに、性の多様性を認め合い、誰もが働きやすい就労環境の整備に向けた企業に対する周知・啓発に努めます」というところだが、ここは企業だけではなく、行政の内部でも必要になると思う。行政機関での性自認の問題などが裁判でも出されたりしているので、ここは「企業に対する」ではなく、行政を加えるか、それとも「企業に対する」を取って、企業も行政もと読めるようにするかにしていただきたい。</p> <p>以上、5点について検討していただきたい。</p>
会長	<p>ただいま5点ご意見をいただいたが、順を追って事務局にお答えいただきたい。1点目、18ページの「被害者の救済」についてはどうか。</p>
事務局	<p>被害者の救済支援等は必要だと考えているので、ここに書き加えたい。</p>
会長	<p>次に20ページの「人権の擁護を教育・啓発と福祉分野との連携を含む行政全体の課題」という部分について、ここを人権と福祉と、大きく捉えて連携というふうにしたほうがよいのではないかというご意見だが、いかがか。</p>
事務局	<p>人権と福祉が対と考えているので、人権分野、福祉分野ということで修正したい。</p>
会長	<p>3番目、38ページだが、ヘイトクライムについて、12月8日の判決のこともあり、実際茨木市で起きているのだということをまず私たちが自覚しなくてはいけないということと、当然それに対する次の対策が必要ということである。</p> <p>39ページでは、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムへの対応として、体制の整備でよいのか、必要な施策、例えば地域の交流でお互いが理解を深めるなど、施策的なことを入れて実施していかなければいけないというご意見だと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止というところに関わってくると思うので、38ページにも記載しているが、こちらにも「必要な施策を進めてまいります」ということを付け加えたい。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
会長	<p>茨木市の問題としてきちんと受け止める必要があると思う。</p> <p>次に4つ目、41ページ、個人情報の問題であるが、個人情報保護条例の改正ということで茨木市も変えるということだが、それだけでは不十分なのではないかという問題提起だと思う。要配慮個人情報など、茨木市の課題としてそれをもっと明確に示す必要があるのではないかという意見だと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>条例の改正については12月の議会で議決されたが、法務コンプライアンス課等とも調整して、どこまで変えるかというのは、今、明確には回答できない。今後調整させていただく。</p>
会長	<p>ぜひ今のご意見を踏まえて検討していただきたい。</p> <p>5つ目だが、46ページ、SOG Iハラスメントやアウトティングの問題について、「企業に対する周知・啓発」となっているが、行政もあるのではないかという質問だが、いかがか。</p>
事務局	<p>市においても、今年度、職員に対し性の多様性に関する研修を実施し、7月には市として「性の多様性を尊重するまちづくり宣言」をしており、もちろん市の職員に対しても、周知・啓発は行っているのので、両方を含む形で書き方を考えさせていただきたい。</p>
会長	<p>事務局から今説明があったことについて、修正点も含めて、よろしく願い申し上げます。</p> <p>私が気になったところで、50ページに「リカレント教育」とあるが、「リスクリング」のほうがよいのではないか。「リスクリング」はもともとコンピューターに関する用語であったが、最近では概念が広がっており、もっと明確になる。「リカレント」はあまりに大きな概念である。調べていただいて、よいほうを取っていただきたい。</p> <p>ほかに意見はないか。</p>
D委員	<p>26ページの「⑦ 学校教育における人権教育の推進と生徒指導体制の充実」で、2つ目の項目に「児童・生徒の小さな変化を見抜く力を育むとともに、問題行動などの早期発見・早期解決に学校全体で取り組みます」とあるが、「問題行動」という言葉に違和感がある。というのは、最近メディアで言われている発達障害の方が割合として多くいることや、若年層の精神障害の発病が中学生ぐらいであることを踏まえると、問題行動というよりは、そういった障害や疾病に起因する行動ということになるかと思う。教職員や周りの理解や知識をどのように向上させていくか</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
会長	<p>というところで、この文面がどう変わればいいというのは特にはないが、少し表現をもんでいただきたい。</p> <p>障害や疾病の方の問題もあるので、「問題行動」という表現に違和感があるというご意見だが、いかがか。</p>
事務局	<p>ご意見を踏まえて表現を考えさせていただきたい。</p>
会長	<p>大事な視点なので、それも含めて考えていただきたい。</p> <p>ほかに意見がないようなので、事務局から何かあるか。</p>
	<p><b>3 その他</b></p>
事務局	<p>本日、ご意見をいただいたが、気づいた点等があれば事務局までご連絡いただきたい。</p> <p>今後の予定として、いただいたご意見等を反映させ、現在審議中である「(仮称)第3次茨木市男女共同参画計画」と整合性を図り、修正を行った後、委員の方々に見ていただき、来年の1月19日(木曜日)から2月8日(水曜日)にパブリックコメントの実施を予定している。パブリックコメント終了後、2月下旬に第4回審議会を行い、そこで計画を審議していただいて3月に答申を予定している。また、今回の議事録については、発言者に確認の上、ホームページ等で公開させていただく。</p>
事務局	<p>&lt;その他の案件(人権を考える市民のつどい、パネル展、人権啓発研修会、おにも見にクルアート展)について説明&gt;</p>
会長	<p>以前に報告いただいた資料で、沢良宜いのち・愛・ゆめセンターの令和3年度の利用回数が随分と違うということについて、事務局から何か説明はあるか。</p>
事務局	<p>今回、利用回数が令和3年度にかなり伸びているというところだが、現在、「施設予約システム」というシステムを使って利用できるということになっている関係上、そのシステムでの集計機能のカウント方法が変わってしまったため、令和3年度については伸びている。具体的には、今まで利用の申し込みがあったが利用されていない場合は、回数のカウントに数えていなかったが、利用がなかったというだけで申し込みがありお金をいただいているところについては、カウントされることになった。よって利用回数が伸びているということである。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
会長	<div data-bbox="395 331 564 371" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4 閉会</div> <p>これをもって、本日の議題はすべて終了したので、閉会させていただきます。</p>